　　　　　　　平成13年12月

令和6年10月改正

こうとう区報「みんなのひろば」掲載について

**みんなのひろばの掲載にあたっては、以下の内容を遵守し、同意したものを対象とします。**

**なお、申込書の受理は申し込み内容の確認のために行うもので、掲載を了承または約束するものではありません。**

１　掲載する事項は、区民または区内に活動の本拠を有する団体（営利目的の会社などは除きます）が、区内を中心とした自主的な活動を通し、広く区民一般と情報を交換する内容のものです。

2　掲載は原則として申し込み受付順に行います。掲載は不定期です。掲載号の指定はできません。

３　掲載は６か月に１度までとします（団体名称等が異なっている場合でも、江東区報編集会議において活動の実体がほぼ同一と認められる場合は、同様の扱いとします）。また重複して申し込みすることはできません。

４　掲載通知は、校正のメール・ＦＡＸ送信をもって行います。校正の送信後、当日中に区報担当から掲載原稿の連絡先電話番号に確認の電話を行いますが、その日から起算して５日以内に電話が繋がらない場合、掲載を不可とします。

５　掲載不可の場合には、その旨を連絡し掲載の申し込みは失効となります。

６　掲載不可に伴い、再度掲載を望むときは、新たに掲載の手続きが必要となります。

７　掲載申し込みは原則として、広報広聴課の窓口受付のみとし、メール・ＦＡＸや郵送では受付できませんので、ご了承願います。

**次のいずれかに該当する場合は、掲載することはできません。**

１　営利や利益誘導を目的とするもの、および売名行為と判断されるもの。

２　政治活動または宗教活動に関するもの。

３　特定の個人または団体を非難・中傷するもの。

４　情報交換の対象が著しく限られているもの。

５　団体の代表者が、講師および指導者等（同居している場合および親族を含む）となって掲載するもの。ただし、団体の上級者が無報酬で指導する場合はこの限りではない。

６　物品または動物の販売・交換に関するもの。

７　その他、江東区報編集会議において掲載が不適切と認められるとき。

**掲載された内容の全ての責任は、申込者が負うものとし、掲載事項に関する苦情処理などの調整は当事者間で願います。**

**上記内容が遵守されないとき、またはトラブルを生じた団体は、掲載をお断りする場合があります。**

（問い合わせ先）江東区広報広聴課広報係　℡:03-3647-2299

FAX:03-5634-7538、E-mail:kuho@city.koto.lg.jp